

第1章 災害廃棄物処理計画の概要

第1節 計画策定の目的と位置付け

1 計画策定の目的

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、各種自然災害が発生しやすい国土であり、平成7年（1995年）阪神・淡路大震災や平成23年（2011年）東日本大震災、平成27年（2015年）9月関東・東北豪雨、平成28年（2016年）熊本地震、平成30年（2018年）7月豪雨など、毎年のように多くの災害に見舞われている。

米子市災害廃棄物処理計画は、このような大規模な災害に伴い発生する多量の廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、平時の備え（体制整備等）や災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたものである。



平成28年熊本地震被害状況



平成28年熊本地震片付けごみ排出状況



平成30年7月豪雨被害状況（大洲市）



平成30年7月豪雨片付けごみ排出状況（倉敷市）

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル

(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/terms/)

2 計画の位置付け

本計画は、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を踏まえ、中国ブロック大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画、鳥取県災害廃棄物処理計画、米子市地域防災計画等との整合を図り、本市の災害廃棄物処理に関する基本的な考え方を示すものである。非常災害時には、本計画に基づき被害の状況等を速やかに把握するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行うこととする。

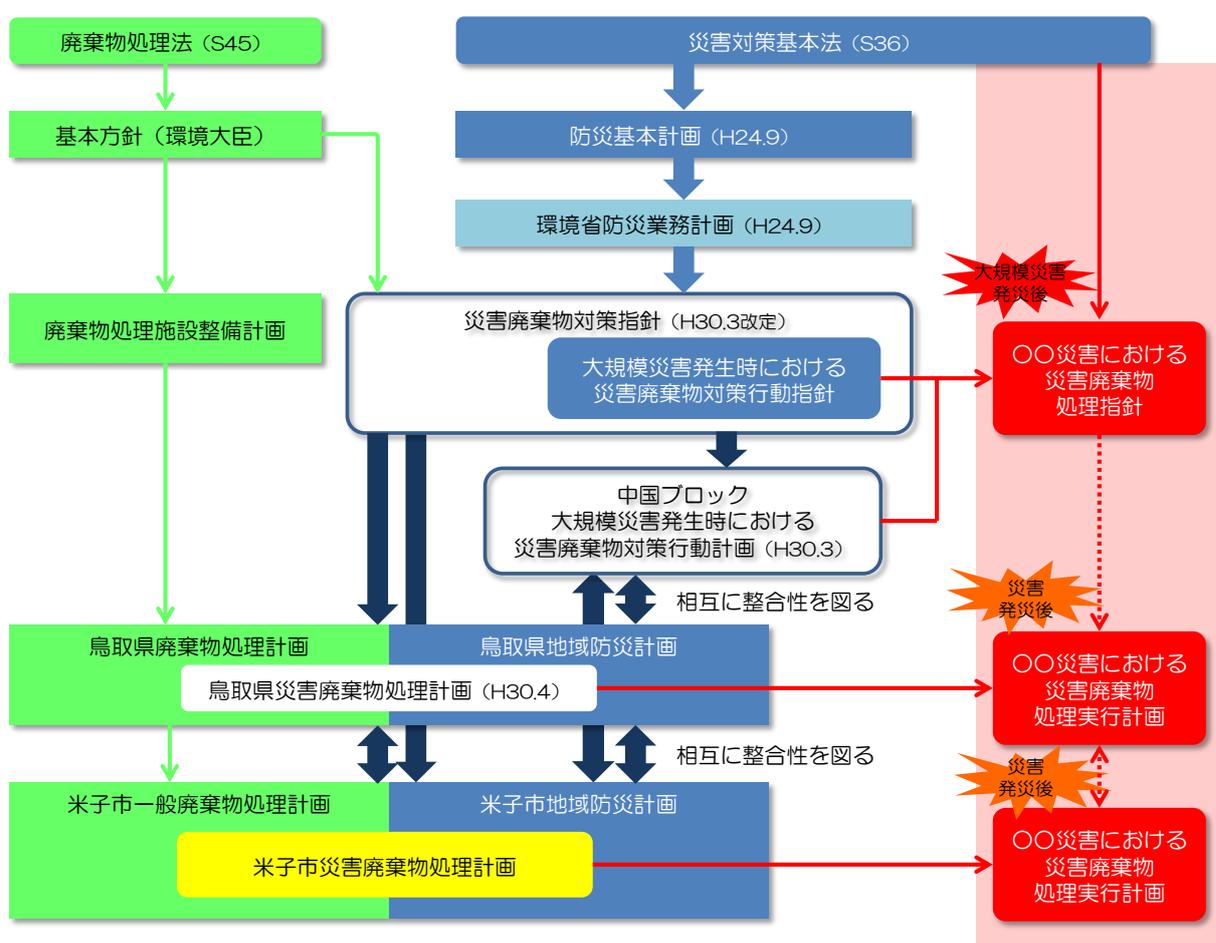


図 1 本計画の位置付け

第2節 関係する計画

1 大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画

本市も参加する「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」において策定された大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画（平成30年3月策定。以下「行動計画」という。）は、中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の範囲をいう。）において、単独自治体では対応が難しい大規模な災害（風水害、地震災害等）が発生し、県域を越えた連携が必要となった場合に、中国ブロック内の関係者が共通認識のもと、それぞれの役割分担を明確にし、連携しながら災害廃棄物対策を実施するための基本的な考え方や対応方針等を示すものである。

行動計画では、大規模災害発生時における廃棄物処理の基本的な考え方について、次のとおり示されている。

(1) 大規模災害発生時における廃棄物処理の基本的な対応

大規模災害発生時における廃棄物処理の基本的な対応事項は、次のとおりである。

表 1 基本的な対応事項

項目	概要
体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・被災県及び市町村は廃棄物処理を行うための体制を整える。 ・国や応援可能な県及び市町村は、広域支援組織を立ち上げ、支援体制を構築する。
災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場から災害廃棄物を撤去・収集し、仮置場まで運搬する。 ・有害廃棄物・危険物は、作業の安全確保を行った上で優先的に回収する。 ・腐敗性廃棄物等の生活環境保全上、早急に対応が必要な廃棄物は、優先的に回収し早期に処理する。 ・仮置場へ搬入した災害廃棄物は分別を行い、焼却処理や再資源化、最終処分を行う。 ・災害廃棄物の保管・処理に当たっては、生活環境への影響を防止するため、環境対策、モニタリング、火災防止対策等を行う。 ・処理全体を計画的に実施するため、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
その他の一般廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみ・避難所ごみ・し尿を収集し、処理施設へ搬入して処理する。

(2) 基本方針の作成

大規模な災害が発生した場合ほど災害廃棄物処理実行計画の役割は大きくなるが、すぐには災害廃棄物発生量を推計できないなど、計画策定には時間を要する。このため、被災県及び市町村は、処理主体、処理期間、処理方法などを定めた「災害廃棄物処理の基本方針」を、発災から1～2か月以内を目途に作成することが望ましい。

(3) 処理主体

災害廃棄物の処理は市町村が主体となって行う。なお、被災状況に応じて地方自治法に基づく事務を県に委託する場合は、県が主体となって災害廃棄物処理を実施することとなる。

まずは、被災市町村における処理、次いで事務委託を受けた県が主体となって行う処理、さらには中国ブロック内での広域連携処理、そして他地域ブロックにまたがる広域的な処理を、それぞれ被災状況及び処理能力等に応じて適切に組み合わせた上で、円滑かつ迅速な処理を行う。

また、地方公共団体において処理が困難な場合は、災害対策基本法に基づく市町村からの要請を受けて、代行の可否を確認した上で、国による代行処理を行う。

(4) 処理施設の使用に係る基本方針等

災害廃棄物の処理に当たっては、被災した市町村が平時に利用している施設や、災害発生時の廃棄物の処理に関する協定を締結している市町村の施設を優先的に活用することを基本とする。

被災状況に応じて、地元の産業廃棄物処理施設等の民間施設の活用や、他の市町村との連携による処理を実施する。

さらに、災害規模が大きい場合には、仮設処理施設の設置や、県外処理施設の活用等、中国ブロック全体で処理を実施する。

なお、仮設処理施設の設置と県外処理施設の活用については、災害廃棄物の発生量及び処理期間等を考慮し同列で検討する。

(5) 再資源化・減容化

災害発生時であっても、資源の有効活用の観点から、災害廃棄物を分別し再生利用を極力実施するため、中国ブロック内で災害廃棄物の再資源化を進める。中国ブロック内で再資源化の能力が不足する場合には、他の地域ブロックに支援を要請する。

必然的に災害廃棄物を利用した再資源化製品や再生資材の供給量は増加することから、需要量を確保するため、地方公共団体や国が復旧・復興過程において、これらの製品等を積極的に使用することが求められる。

また、廃棄物の選別や焼却等の中間処理により、埋立処分する災害廃棄物量をできるだけ減容化することを基本とする。

(6) 他の地域ブロックとの連携

大規模災害発生時には、中国ブロックの処理施設のみでは処理能力が不足することも考えられ、その際は他の地域ブロックに処理の支援を要請する。

一方、他の地域ブロック、特に四国ブロックで大規模災害が発生し、当該ブロック内での災害廃棄物処理が困難な場合には、協定に基づき優先的に中国ブロックで処理の支援を行う。

2 鳥取県地域防災計画

鳥取県地域防災計画（平成 30 年度修正）（以下「県地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、鳥取県の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を含め、防災に関する基本的事項を総合的に定めて防災活動を総括的かつ計画的に推進することにより、県土及び県民の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的に策定されたものである。

(1) 計画の構成

県地域防災計画は、「災害予防編（共通）」「災害応急対策編（共通）」「震災対策編」「津波災害対策編」「風水害対策編」「雪害対策編」「大規模事故対策編」「原子力災害対策編」からなる。

(2) 想定する災害

ア 地震災害

県地域防災計画では「鳥取県地震・津波被害想定検討調査（平成 26 年～平成 30 年度）」に基づき、本県に大きな影響を与える可能性のある地震について、次の地震を想定している。

表 2 県地域防災計画における想定地震

想定地震	マグニチュード (Mj)
鹿野・吉岡断層	7.4
倉吉南方の推定断層	7.3
鳥取県西部地震断層	7.3
F55断層	8.1
雨滝－釜戸断層	7.3
宍道（鹿島）断層（22km）	7.1
宍道（鹿島）断層（39km）	7.5
佐渡島北方沖断層	（津波浸水のみ対象）

イ 津波災害

県は「鳥取県地震防災調査研究委員会」を設置し、研究委員会で検討した津波波源の断層モデルに基づく被害想定等を「鳥取県地震・津波被害想定検討業務報告書（平成30年3月）」及び津波浸水想定区域図として取りまとめた。この報告書に基づき、県地域防災計画では本市における津波災害について、次の被害を想定している。

表 3 県地域防災計画における津波被害想定

津波断層モデル	浸水面積 (ha)	海面変動 30 cm 到達時間 (分)	最大津波高 (m)	最大津波高 到達時間 (分)
F55	29.7	21.8	1.7	29
佐渡北方	222.1	110.8	4.7	175

ウ 風水害

風水害については、具体的な被害想定は設定していない。

(3) 市町村の体制整備

県地域防災計画では、市町村の体制整備として、次の事項が示されている。

区分	項目	概要
トイレ確保体制の整備	調達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、平素から、簡易トイレの災害時の応急調達ルートの確保、マンホールトイレなどの災害用トイレの整備を図るものとする。 市町村は、県との連携備蓄において、簡易トイレを整備する。
	くみ取り体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害時にはし尿のくみ取り処理が相当量発生することが予想されるため、あらかじめくみ取りの体制を整備しておくこと。
障害物の除去体制の整備	障害物の除去体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、区域内の清掃能力の把握に努めると共に、災害時の清掃体制についてあらかじめ定めしておくものとする。 市町村は、生活ごみの処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めしておくものとする。 市町村は、災害廃棄物の分別方法をあらかじめ定めしておくものとする。特に、収集時に分別を行わない場合については、最終処分に至るまでの行程及び実施責任者について、自らの処理能力（人的及び施設）を踏まえた上で検討し、具体的に定めしておくものとする。 また、がれき等の災害廃棄物について、一時的に集積する場所及び最終処分の方法等をあらかじめ定めしておくものとする。

3 米子市地域防災計画（共通対策計画）

米子市地域防災計画（共通対策計画）（令和元年度修正）（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、米子市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、米子市区域内の公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的に策定したものである。

(1) 計画の構成

市地域防災計画は、「共通対策計画」「風水害対策計画」「震災対策計画」「津波災害対策計画」「雪害対策計画」「海上災害等対策計画」「航空災害対策計画」「鉄道災害対策計画」「道路災害対策計画」「危険物等災害対策計画」「大規模火災対策計画」「林野火災対策計画」からなる。

(2) 災害の想定

米子市地域に発生する災害は、異常な自然現象による台風、大雨を要因とする風水害及び大雪による雪害、大規模な火災及び爆発等の人為的要因により生ずるものに大別することができる。

災害の想定に当たっては、本市の地理的条件を考慮し、過去において被った災害、あるいは、近年全国各地で発生した災害のうちから最も頻度の高い風水害、すなわち、台風、集中豪雨による高潮被害、洪水被害、地すべり、がけ崩れ等を想定し、火災、爆発等による被害については、想定の中に含まれるものとして取り扱う。

4 鳥取県災害廃棄物処理計画

鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月策定）（以下「県災害廃棄物処理計画」という。）は、大規模な地震等に伴い発生する多量の廃棄物が災害復興の妨げ、公衆衛生維持の観点で重大な支障となることから、本計画では、災害時の廃棄物処理に関して起こり得る事態を予め想定し、そのような事態でも迅速で的確な処理が可能となるよう、災害廃棄物処理への基本的な対応、処理体制等を定めることを目的に策定されたものである。

(1) 想定する災害

鳥取県地震防災調査研究委員会が平成30年2月にとりまとめた被害想定に基づき、本県において想定される最大級の地震を県災害廃棄物処理計画における被害想定の一柱としている。

表 4 県災害廃棄物処理計画における被害想定

項目	概要		
1) 地震災害	7 断層	最大想定	鳥取県地震防災調査研究会の被害想定結果。最大規模の被害が発生することを想定。
		1 ランク下	県災害廃棄物処理計画で設定。最大想定よりも震度が1ランク小さい場合を想定。
		2 ランク下	県災害廃棄物処理計画で設定。最大想定よりも震度が2ランク小さい場合を想定。
2) 水害	19水系（洪水予報河川及び水位周知河川）		

(2) 災害廃棄物処理の基本方針

県災害廃棄物処理計画においては、災害廃棄物処理の基本方針を、次のとおりとしている。

表 5 県災害廃棄物処理計画における処理の基本方針

基本方針	内容
1) 公衆衛生の確保	廃棄物処理が滞ることで感染症等健康被害が発生することがないように公衆衛生の確保を最優先とする。
2) 広域的な対応による処理の迅速化と可能な限りの県内処理の実行	公衆衛生の確保及び速やかな生活再編に向け、発災初期の段階での国、他県自治体等の支援受入、県による事務代行等による処理の迅速化を図る一方で県内で処理可能なものは極力県内で処理が行われるよう、県内の自治体、業界が結集して対応する。
3) 将来に禍根を残さない適切な処理	無計画、無秩序な災害廃棄物の受入、処理により、仮置場周辺等の生活環境が将来にわたり悪化することがないように、モニタリング等の対策を含め、計画的な処理を行う。
4) 処理に当たっての再資源化・減量化	処理期間、コストに留意しながら、可能な限り再資源化・減量化が図られるよう処理を行う。

(3) 災害廃棄物処理の目標期間

災害廃棄物の処理の目標期間については、災害の種類・規模に応じて、次を最大の期限としている。なお、発災後、状況に応じて以下の範囲内で具体的な処理目標期間を設定するものとしている。

表 6 県災害廃棄物処理計画における処理の目標期間

災害規模等	目標（処理上の最大限期限）
震度7の地震	3年
震度6強の地震	2年
震度5強～6弱の地震	1年
洪水による浸水	1年

第3節 基本的な事項

1 対象とする災害

鳥取県では、2000年（平成12年）に鳥取県西部地震（最大震度6強）、2016年（平成28年）に鳥取県中部地震（最大震度6弱）と規模の大きな地震が過去20年以内に2度発生し、このうち鳥取県西部地震では、米子市内において、住家の全壊が103棟等の被害が生じている。

また、近年豪雨による水害が全国各地で発生しており、市内でも過去に台風や集中豪雨を要因とする洪水被害等が発生しているが、これら水害で発生する災害廃棄物は、土砂混じりであったり、水分を多量に含む等、地震災害によって発生する廃棄物と大きく異なり、その処理には異なった対応が必要となる。

そこで、本計画では、県内で想定される最大級の地震災害及び今後の気候変動に伴い激化が予測される水害を対象として計画を策定する。

2 本計画における被害想定

(1) 地震災害

鳥取県災害廃棄物処理計画では、7つの断層において発生する地震災害を対象としている。地震の最大震度については、県地震防災調査研究委員会が平成30年2月にとりまとめた被害想定に基づき鳥取県で想定される最大級の地震に加え、最大想定よりも震度が1ランク小さい場合及び最大想定よりも震度が2ランク小さい場合の、被害想定異なる3つのケースを想定している。

この7つの断層のうち、本市内で建物の全壊及び一部損壊が想定されるのは雨滝・釜戸断層を除く6断層であり、本計画で想定する地震災害は6断層のうち特に被害が大きいと想定される鳥取県西部地震断層及びF55断層の2断層とする。なお、被害想定については県災害廃棄物処理計画と同様、被害想定異なる3つのケースとする。

表 7 県災害廃棄物処理計画において対象とする地震（断層）
及び本計画で想定する地震（断層）

No.	断層の名称	津波 災害	最大震度			本市で建物 被害が想定 されるもの	本計画で 想定する もの
			最大想定	1ランク 下	2ランク 下		
1	倉吉南方の推定 断層	—	7	6強	6弱	○	—
2	鳥取県西部地震 断層	—	7	6強	6弱	○	○
3	雨滝・釜戸断層	—	7	6強	6弱	—	—
4	鹿野・吉岡断層	—	7	6強	6弱	○	—
5	島根県鹿島断層	—	6弱	5強	5弱	○	—
6	F55断層	有	6強	6弱	5強	○	○
7	佐渡島北方沖断 層	有	—	—	—	○	—

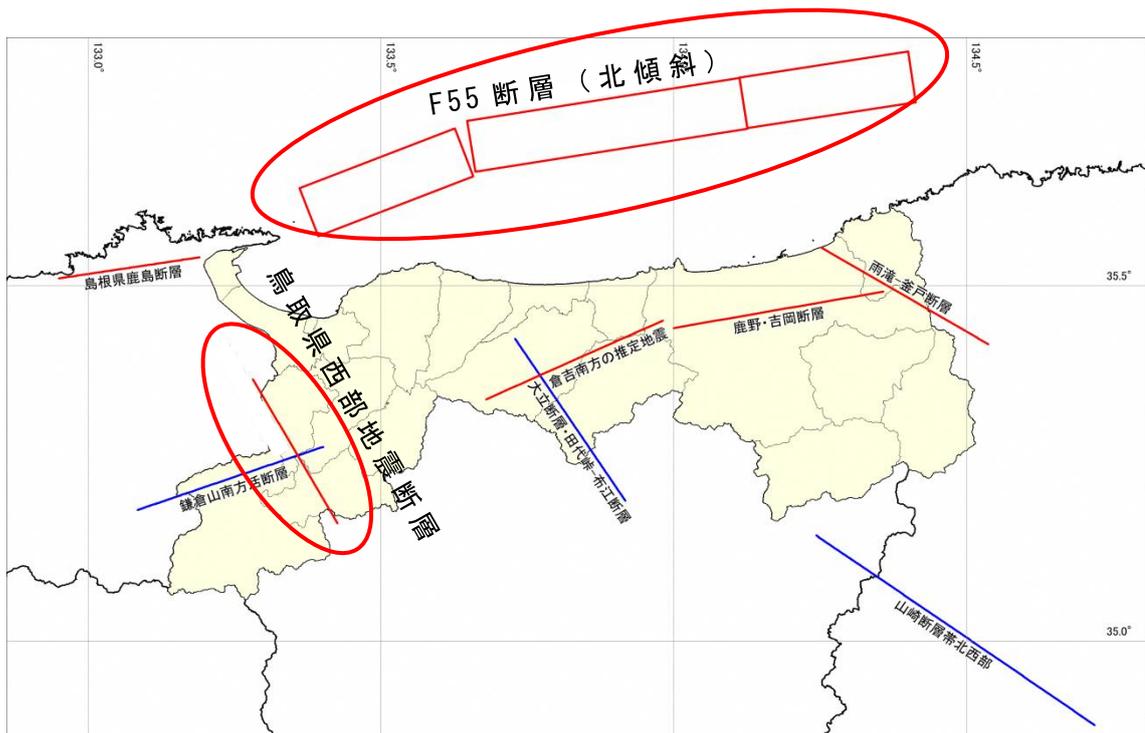


図 2 想定地震の断層位置

出典：「鳥取県地震・津波被害想定検討業務報告書」（平成 29 年 3 月 鳥取県地震防災調査研究委員会）

本市における建物の全壊棟数及び一部損壊棟数のシミュレーション結果は、次のとおりである。

表 8 本市における建物の全壊棟数及び一部損壊棟数

ア 最大想定の場合

断層の名称	最大震度	全壊棟数				一部損壊棟数
		木造	RC造	S造	計	
鳥取県西部地震断層	7	7,694	11	47	7,752	14,702
F55断層	6強	2,764	7	32	2,803	11,383

イ 1ランク下の場合

断層の名称	最大震度	全壊棟数				一部損壊棟数
		木造	RC造	S造	計	
鳥取県西部地震断層	6強	576	1	4	581	12,716
F55断層	6弱	111	0	2	113	9,845

ウ 2ランク下の場合

断層の名称	最大震度	全壊棟数				一部損壊棟数
		木造	RC造	S造	計	
鳥取県西部地震断層	6弱	20	0	0	20	10,729
F55断層	5強	0	0	0	0	8,307

データ提供：鳥取県

鳥取県における近年の地震災害

名称	発生年月日	最大震度	本市における震度	本市の被害概要
鳥取県西部地震	平成12年(2000年) 10月6日 13時30分	6強	5強	住家の全壊103棟、半壊1,090棟、一部破損5,914棟の被害があった。 災害廃棄物処理量(仮置場搬入分) 木くず類 10,405 m ³ ガレキ類 5,126 トン 混在物 1,453 m ³
鳥取県中部地震	平成28年(2016年) 10月21日 14時7分	6弱	4	本市内での主な被害なし

出典：米子市地域防災計画、平成12年度～平成15年度事務報告ほか

(2) 水害

県災害廃棄物処理計画では、県内の19の洪水予報河川及び水位周知河川を計画の対象としている。

このうち、想定最大規模の降雨により本市内で床上浸水及び床下浸水による大きな被害が想定される日野川水系（日野川・法勝寺川）を本計画で想定する河川（水系）とする。

表 9 県災害廃棄物処理計画において対象とする河川（水系）及び本計画で想定する河川（水系）

No.	河川（水系）名	本計画で想定する河川	No.	河川（水系）名	本計画で想定する河川
1	河内川	—	11	由良川	—
2	野坂川	—	12	蒲生川・小田川	—
3	大路川	—	13	私都川	—
4	三徳川	—	14	八東川(県管理区間)	—
5	東郷池	—	15	塩見川	—
6	日置川・勝部川	—	16	千代川水系	—
7	板井原川	—	17	天神川水系	—
8	日野川（霞）	—	18	日野川水系	○
9	佐陀川・精進川	—	19	斐伊川水系	—
10	加茂川・旧加茂川	—			

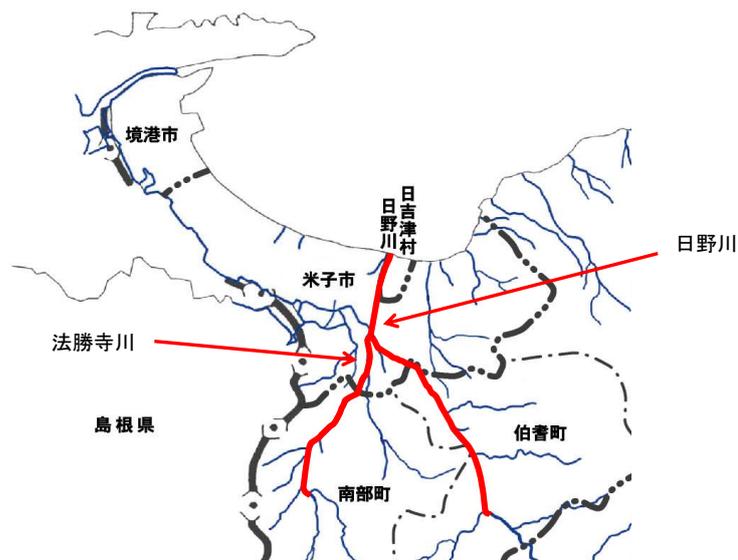


図 3 河川位置図

図提供：鳥取県

日野川水系（日野川・法勝寺川）における想定最大雨量は、次のとおりである。また、建物被害棟数は、次の棟数が見込まれる。

表 10 本市における水害の想定最大雨量及び建物被害棟数

河川（水系）名	想定最大雨量	床上浸水 （世帯）	床下浸水 （世帯）
日野川水系 （日野川・法勝寺川）	日野川流域 519 mm/48h	27,552	6,322

※床上浸水は浸水深 0.5m 以上、床下浸水は浸水深 0.5m 未満の被害。

データ提供：鳥取県

本市における過去の最大降水・最深降雪量

要素名	降水・降雪量	発生年月日	被害概要
日最大 1 時間 降水量	66.5 mm/h	2013 年（平成 25 年） 7 月 15 日	大沢川と大川があふれ、道路 が冠水し、床下浸水 21 件等の 被害があった。
月最大 24 時間 降水量	269.5 mm/24h	1964 年（昭和 39 年） 7 月 18 日	各河川が氾濫し、床上浸水 713 件、床下浸水 6,208 戸、全壊 家屋 4 棟、半壊家屋 9 棟等の 被害があった。
降雪の深さ日 合計	79 cm	2010 年（平成 22 年） 12 月 31 日	本市全域において、倒木被害 等が発生した。
月最深積雪	89 cm	2011 年（平成 23 年） 1 月 1 日	倒木についてはクリーンセン ター内の仮置場に無料受入 し、再資源処理施設において チップ化した。 処理量 1,886.51 トン

出典：気象庁、米子市地域防災計画

住家の被害の程度と住家の被害認定基準等について

住家の被害認定の区分については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府、H30.3）に基づき、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の4区分に分類される。なお、「床上浸水」「床下浸水」については、「災害の被害認定基準」に定めのない被害の認定基準として、「災害報告取扱要領」（S45.4.10 消防防第246号消防庁長官通知）に定めがある。

【災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府、H30.3）】

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

【災害報告取扱要領（S45.4.10 消防防第246号消防庁長官通知）】

被害の程度	認定基準
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

3 災害時に発生する廃棄物の種類

災害時には、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、片付けごみ等を処理する必要がある。

表 11 災害時に発生する廃棄物

種類		説明
生活ごみ		家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ		避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿		仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの）
		災害に伴って便槽に流入した汚水
災害 廃棄物	片付けごみ	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるもの
	撤去等 廃棄物	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出されるもの

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

このうち、災害廃棄物は、次の分類で構成される。なお、これらは選別後の分類であり、災害時には混合状態で発生する場合が多いことに注意が必要である。

表 12 災害廃棄物の分類

種類	説明
木くず(柱材・角材)	柱・はり・壁材などの廃木材
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
可燃物／ 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
不燃物／ 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物 ^{*1} 等)などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ^{*1} 海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
畳・布団(処理困難物)	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
小型家電／ その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物／ 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの市の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など

出典：災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)

4 災害廃棄物の処理主体と役割

(1) 災害廃棄物の処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、市町村は一般廃棄物の処理について統括的な責任を有することが定められていることから、災害廃棄物及び生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理は本市が主体的に実施するものである。

ただし、想定する最大級の地震災害や水害が発生し、本市のみでの対応が困難な場合には、必要に応じて鳥取県に災害廃棄物処理の事務を委託する。

なお、次表に掲げるものについては、管理者や所有者等が主体となって処理を行うものとする。

表 13 管理者や所有者等が主体となって処理を行うもの

種類	処理主体
道路、河川、港湾、海岸、農地に堆積している土砂、流木、火山堆積物	各管理者が復旧事業の中で処理する。* ¹
災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）	事業者責任で処理する。
損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）	原則として所有者が実施する。* ²
公共施設や大企業の建物の撤去	管理者の責任で実施する。

*¹ただし、これらが民地等に堆積し損壊家屋等と混在している場合は、環境省及び鳥取県と協議の上、対応方法について決定する。

*²倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、市と損壊家屋等の所有者が協議・調整の上、市が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。p 69 参照

出典：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月 環境省）を基に作成

非常災害時及び大規模災害時における各主体の役割について

(1) 市町村の役割

非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や各市町村が平時に搬入している最終処分場を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行うものとする。大規模災害時には、災害対策基本法に基づく国の処理方針や都道府県の実行計画等も踏まえ、広域的連携体制のもとで域内の災害廃棄物の処理を行う。また、被災市町村に対して資機材や人材の応援、広域的な処理の受入れ等の支援を積極的に実施するものとする。

(2) 都道府県の役割

非常災害時には、域内の被害状況を踏まえ、関係機関・関係団体との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、市町村等の関係機関・関係団体と連携して域内の処理全体の進捗管理に努めるものとする。大規模災害時には国の処理方針も踏まえ、速やかに実行計画を策定するとともに、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、全体の進捗管理と必要に応じた市町村からの事務委託に基づく災害廃棄物処理を含め、被災市町村に対する支援を行うものとする。

(3) 国の役割

非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体の支援を行うものとする。また、大規模災害発生時には、災害対策基本法に基づき速やかに処理方針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定めるものとする。さらに、地方公共団体の連携・協力のみでは円滑かつ迅速に災害廃棄物処理を行うことが困難な場合であり災害対策基本法に規定する要件に該当する場合には、国による代行処理を実施するものとする。

出典：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月 環境省）

5 災害廃棄物処理の基本方針

本市における災害廃棄物処理の基本方針は、次のとおりとする。

表 14 処理の基本方針

基本方針	内容
1) 公衆衛生の確保	廃棄物処理が滞ることで感染症等健康被害が発生することがないように公衆衛生の確保を最優先とする。
2) 可能な限りの自区域内処理の実行	可能な限り自区域内において災害廃棄物処理に努める。自区域内での処理が困難と判断される場合は、県に支援を要請する。
3) 将来に禍根を残さない適正な処理	無計画、無秩序な災害廃棄物の受入、処理により、仮置場周辺等の生活環境が将来にわたり悪化することがないように、モニタリング等の対策を含め、計画的な処理を行う。
4) 処理に当たっての再資源化・減量化	処理期間、コストに留意しながら、可能な限り再資源化・減量化が図られるよう処理を行う。

参考：県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 4 月）

6 災害廃棄物処理の目標期間

災害廃棄物の処理の目標期間については、災害規模等に応じて、次を最大の期限とする。なお、発災後、状況に応じて以下の範囲内で具体的な処理目標期間を設定するものとする。

表 15 災害廃棄物処理の目標期間

断層・河川（水系）名	災害規模等	目標 （処理上の最大限期限）
鳥取県西部地震断層	最大震度 7 の地震	3 年
F55 断層	最大震度 6 強の地震	2 年
日野川水系（日野川・法勝寺川）	洪水による浸水	1 年

参考：県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 4 月）